

1 平成21年度上半期の相談の概要

平成21年度上半期(平成21年4月から9月まで)の消費生活相談件数は3,864件で、前年同時期(4,034件)に比べ微減傾向

「不当請求・架空請求」は836件と前年同時期(715件)に比べ増加し続けており注意が必要

「賃貸住宅」の相談件数は、更新料に関する判決の報道の影響もあり、やや増加

全体的に相談件数が減少傾向を見せる中、「預貯金・証券等」や「教室・講座」に関する相談は微増傾向

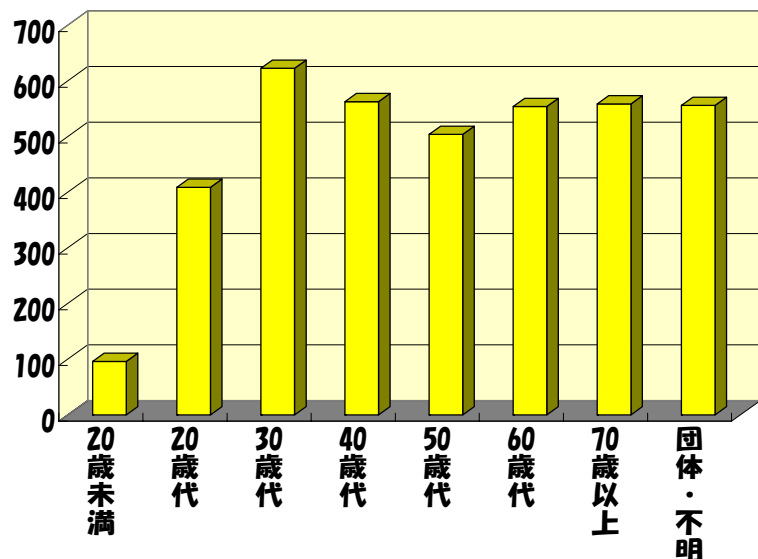
相談件数の上位

商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	836	21.6%	はがきによる架空請求, アダルト情報サービス
フリーローン・サラ金	421	10.9%	多重債務など
賃貸住宅	311	8.0%	敷金返還トラブル
書籍・印刷物	76	2.0%	新聞販売・同窓会名簿・紳士録
家屋修繕工事	70	1.8%	屋根, 床下工事, 設備工事
生命保険	69	1.8%	生命保険・共済, 損害保険などの支払トラブル
食器・台所用品	57	1.5%	浄水器・換気扇フィルター
教室・講座	55	1.4%	資格講座・パソコン教室・英会話教室
その他の教養・娯楽	53	1.4%	絵画・海外宝くじ
預貯金・証券等	52	1.3%	未公開株, 投資信託, 銀行預金などの勧誘
その他	1,864	48.3%	
合計	3,864	100.0%	

年齢構成

年齢	件数	構成比
20歳未満	96	2.5%
20歳代	409	10.6%
30歳代	623	16.1%
40歳代	563	14.6%
50歳代	504	13.0%
60歳代	554	14.3%
70歳以上	559	14.5%
団体・不明	556	14.4%
合計	3,864	100.0%



2 ダイレクトメールを使った「海外宝くじ」に御注意を！



クーリング
・オフ

年の瀬も迫り、年末ジャンボ宝くじが発売されました。

一攫千金を夢見て多くの方が購入されることが予想され、当選への夢を膨らませているものと思われます。

しかし、その一方で、「海外宝くじに当選したが、賞金の受け取りには手数料の支払いが必要と言われたので支払った。しかし、その後賞金の支払いがない。」といった、ダイレクトメール（以下、DM）による「海外宝くじ」の被害も発生しています。そこで、今回はその「海外宝くじ」の問題点と対処法について考えます。

<問題点>

- 1 購入者には宝くじを含めてさまざまなDMが大量に送られる。

一旦海外宝くじの購入手続きをすると、「購入見込みの高い消費者」として、複数の業者からDMが届き、中には賞金をすぐに手にできるような記載で、消費者からさまざまな名目で送金させる手口が見られます。

- 2 消費者に期待を抱かせるようなDMの記載。

国内では存在しないような高額な当選金の獲得をにおわせるが、記載されている文書の意味が分かりにくいことが多く、業者は当初から消費者をだます意図をもって、こうした記載をしているものと考えられます。また、安価・偽物の商品を送付して、消費者の期待感を高める業者もあります。

- 3 国内でのくじの受領は刑事罰の可能性があり、また、本当にくじを購入しているか疑問。

海外宝くじを国内で購入すること等は刑法の解釈上、禁止されています。また、海外宝くじの現物は、消費者の手元に送られてこないで、当選の事実を消費者は確認できず、自ら換金することもできません。本当に海外宝くじを業者が購入しているか不明であり、当選した場合であっても、業者から通知がされて賞金が渡される保障は全くありません。

<対処法>

- 1 DM等の誘い文句に惑わされないこと、そして絶対に買わないこと。

消費者が海外宝くじの現物を入手すれば、消費者自身は刑法の富くじ罪に抵触する可能性があります。また、海外宝くじの現物が渡されていない以上、仮に当選した場合であっても、確実に当選金支払いを業者が実行する保証はありません。

現金や定額小為替で支払った場合、受け取った業者からのお金を取り戻すことはほぼ不可能で、クレジットカードにおいても、クレジットカード会社との話し合いが難航するものと考えられます。

このように、消費者被害の回復において有効な解決策がない現状では、消費者は「当たると記載されているから」や「費用は小額だから」と安易に契約せず、絶対にお金を支払わないことが大切です。

- 2 高齢者には周囲が気を配ること。

海外宝くじに関する高齢者被害が表面化した時には、既に多額の費用を支払っていることが多く、こうした被害を防ぐためには、周囲の人達が高齢者の日常生活で何か変わったことはないかという視点から、日々見守るといことが大切です。

- 3 トラブルにあったら、市民総合相談課に相談すること。

支払ったお金を取り戻すことは非常に難しいのですが、これ以上の被害を拡大させないという観点から、市民総合相談課（市民生活センター）に相談して情報を入手することが有効です。

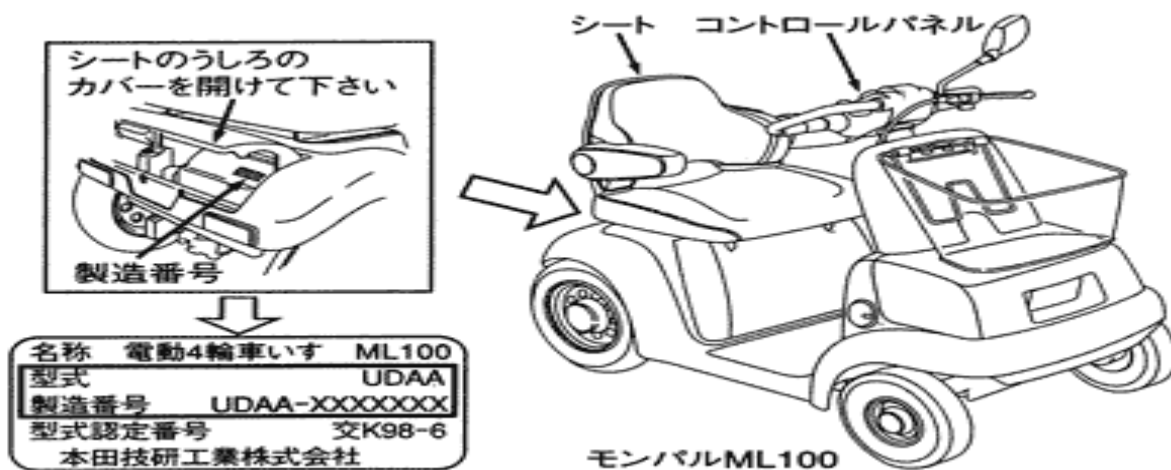
3 事故情報 本田技研工業「電動車いす【無償修理】」

本田技研工業株式会社が製作した、電動車いすモンパルML100において、コントロールパネル内の部品が干渉し、走行レバーを放してもレバーが完全に戻りきらず、電動車いすが停止しない恐れがあることが判明しました。

以下の該当製品をお持ちの方は、無償にて部品の交換を実施するとのことですので、お買い求めいただきました販売店又は以下のお客様相談センターへ御連絡くださいますようお願い致します。

<対象製品>

販売期間	平成10年7月1日～平成17年6月24日
製品名	ML100
製造番号	UDAA-1000001～UDAA-1212108



<連絡先>

本田技研工業株式会社 お客様相談センター (フリーダイヤル)	0120-112010
受付時間	午前9時～正午 午後1時～午後5時

<国民生活センターホームページ>

http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20091126_1.html

4 市民総合相談課からのお知らせ



年末年始の相談業務について

京都市では、年末年始（12月29日～1月3日）の間は、市役所・区役所をはじめ、多くの施設で休業しておりますが、市民総合相談課の相談業務においても、同期間は、休業致します。

なお、週末緊急時の消費生活相談“週末（土・日）電話相談”についても、12月29日（火）から1月3日（日）まで休業させていただきます、1月9日（土）から再開致します。

また、各区役所・支所の無料法律相談については、1月6日（水）から行います。御迷惑をおかけしますが、よろしくお願い致します。

相談窓口名	相談業務の休業期間及び開始日		
	休業開始日	休業終了日	相談開始日
市民総合相談課 無料法律相談	平成21年12月29日（火）	平成22年1月3日（日）	平成22年1月4日（月）
各区役所・支所 無料法律相談	平成21年12月29日（火）	平成22年1月3日（日）	平成22年1月6日（水）
交通事故相談	平成21年12月29日（火）	平成22年1月3日（日）	平成22年1月4日（月）
消費生活相談	平成21年12月29日（火）	平成22年1月3日（日）	平成22年1月4日（月）
消費生活 週末（土・日）電話相談	平成21年12月29日（火）	平成22年1月3日（日）	平成22年1月9日（土）

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市市民総合相談課 ☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160さいむゼロ（多重債務相談専用）

消費生活相談受付時間 月～金（祝休日除く。）午前9時～正午
午後1時～午後4時

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F
市民生活センター

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html
を御覧ください。

* 週末の相談は、消費生活週末（土日）電話相談へ

☎075-257-9002 午前10時～午後4時

